

春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する物品の製造の請負、買入れ、売払い又は借入れ、印刷の請負及び清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託（以下「物品売買等」という。）の契約に係る入札（随意契約に伴う見積りを含む。以下同じ。）について、入札結果等（入札に関する情報をいう。以下同じ。）の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札執行前の公表内容)

第2条 入札執行前の公表内容については、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般競争入札の場合 春日部市契約規則（平成17年規則第126号）第16条第1項各号に規定する事項及び予定価格
- (2) 公募型プロポーザルの場合 物品売買等の名称、履行場所、予定価格その他公募に関し必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、春日部市物品売買等入札審査委員会規則（平成30年規則第54号）第2条に規定する春日部市物品売買等入札審査委員会又は春日部市物品売買等入札審査委員会小委員会が必要と認めるときは、予定価格を入札執行（第7条に規定する入札不調又は不落時の取扱いを含む。次条において同じ。）の後に公表することができる。

(入札執行後の公表内容)

第3条 入札執行後の公表内容については、次に掲げる事項とする。

- (1) 予定価格（入札執行前に公表した場合を除く。）
- (2) 最低制限価格
- (3) 入札参加者名（指名競争入札にあつては「指名業者名」、随意契約にあつては、「見積依頼者名」。次号において同じ。）
- (4) 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。ただし、無効となった入札の入札金額を除く。）
- (5) 入札結果（落札者名及び落札金額）
- (6) 随意契約の理由（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に掲げる事由）

2 前項の規定にかかわらず、インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行うシステム（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行う入札執行後の公表内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 落札の有無
 - (2) 区分番号
 - (3) 入札期間
 - (4) 売却物件の名称
 - (5) 落札者（個人の場合は公有財産売却システムのサービスを提供する法人（以下「システム提供法人」という。）が付与した認識番号とし、法人の場合は法人名とする。）
 - (6) 落札価格
 - (7) 予定価格
- (公表時期)

第4条 入札結果等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 第2条第1項に規定する事項については、公告時に公表する。
- (2) 前条に規定する事項については、契約締結後に公表する。ただし、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第62号）の対象となる物品売買等については、春日部市議会の議決後に公表する。なお、付議（予定）議案として公表することを妨げるものではない。

(公表方法)

第5条 入札結果等の公表は、原則として、契約締結後、それぞれ次の各号に定めるところによるもの

とする。

(1) 埼玉県電子入札共同システム（以下この号及び次号において「電子入札システム」という。）を使用して行った入札 電子入札システムにおける情報公開システムを用いて公表する。

(2) 電子入札システム以外の方法で行った入札 次に掲げる区分に応じ、入札経過調書を閲覧に供するものとする。

ア 指名競争入札及び随意契約の場合 当該入札等の執行課

イ 一般競争入札及び公募型プロポーザルの入札の場合 アの規定による閲覧と併せて春日部市公式ホームページに掲載

（公表期間）

第6条 入札結果等の公表期間は、入札を執行した日の属する年度及びこれに続く5年度までとする。ただし、公有財産売却システムによる場合は、システム提供法人が別に定める期間とする。

（入札不調又は不落時の取扱い）

第7条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札結果等は、原則として、それぞれ次に定めるところにより、公表するものとする。

(1) 再度公告又は再度指名通知（以下「再度公告等」という。）に付する場合 再度公告等による契約締結後、公表する。なお、この要綱において再度公告等とは、入札が不調又は不落に終わった場合に再度公告等をしたもののほか、一部内容等を変更したものであっても件名、箇所及び概ね仕様書等が同一のものを含む。

(2) 随意契約に移行する場合 再度公告等による契約締結後、公表する。この場合、最終の見積結果も併せて公表する。

(3) 再度公告等に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、第3条に規定する事項について公表する。

（入札の不調又は不落以外の理由で入札の取止め等をしたときの取扱い）

第8条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取り止め、又は中止した場合（落札者決定後に落札者を取り消した場合を含む。）は、第5条の規定による公表は行わない。ただし、入札の取止め等の理由は公表するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱の廃止）

2 春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱（平成30年3月30日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則（令和7年8月29日要綱第133号）

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の春日部市物品売買等に係る入札結果等の公表要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる入札結果等の公表について適用し、同日前行われる入札結果等の公表については、なお従前の例による。